

提言124 人権が尊重される社会づくりを目指して

～人権問題の現状を踏まえた人権教育の在り方について～

1 人権教育は何のために

東京都においては、東京都教育委員会人権尊重教育推進校を軸として全ての学校で人権教育が展開されている。

各学校においては、人権に関わる専門家や当事者を招聘しての講演会・体験学習、高齢者施設や障害者施設を訪問して施設入所者との交流・ボランティア活動、外国人との交流や他国文化の理解と体験学習など人権課題に直接かかわる学習が行われている。

また道徳科授業を中心として、「自分の好き嫌いにとらわれなくて接する。」「誰に対しても分け隔てをせずに、公正、公平な態度で接する。」「誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努める。」「正義と公平さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努める。」など、社会正義の実現に努力する道徳性の育成を目指した「考え議論し深める学習」が展開されている。

(1) 人権問題の解消のために

人権教育は人権問題の解消が目的である。

各学校においては、人権尊重とは何か、人権問題とは何かを考えさせ、偏見を持たない、差別をしない資質や能力の育成に取り組んでいる。

人権問題とは差別問題であり、人間が人間をいじめる問題である。

具体的には、人種、心情、性別、国籍、出身地、個人の特性等について悪口、陰口、嫌がらせ、侮辱、いじめ、差別待遇、虐待等の問題が報告されている。

人権問題の現状については、人権教育・啓発をはじめとする法制度改革等により、一定程度の成果も上げているが、いじめや虐待、ハラスメントなどの問題が後を絶たない。

(2) 学校における人権教育の考え方

学校における人権教育は、「知る」「考える」「行動する」ことが基本である。

「知る」というのは、考え方や情報について知ることであり「知識の獲得」を意味する。

人権とは何か、人権尊重とは何か、社会正義とは何かなどの知識や権利と義務、個人の責任、人間尊重と平等、法令と規範などいわゆる**普遍的視点**として整理されている内容とともに、個別の人権問題やその現状について発達段階に応じて知る機会をつくることなどいわゆる**個別的視点**として整理されている内容を知識として獲得する学習である。

「考える」というのは、自らの課題として考えることであり「**人権感覚の獲得**」を意味する。

差別を受けた人の気持ちを考えたり、人間としての生き方について考えたり、自分にできることは何か考えるなどの学習により、人権感覚を獲得する学習である。

社会正義の実現のためには、公正、公平、社会正義が大切であるという人権感覚が不可欠であり、様々な問題場面について自らの生活を振り返ったり、自らの人間としての生き方について考えたりする学習などから人権感覚を獲得することとなる。

「行動する」というのは、体験することであり、「**スキルの獲得**」を意味する。

知る・考える学習により育成された知識・人権感覚を実践する力の育成である。

対話的・協力的な学習や協働的な活動など人間関係づくりを重視した学習活動をはじめ手話体験や施設訪問、障害者や外国人との交流、コミュニケーション能力の育成などの学習により身に付けた知識や人権感覚を実現するためのスキルを獲得することとなる。

人権問題は人間関係の問題であり、豊かな人間関係づくりと社会正義の実現を図ることこそ学校に求められている人権教育である。

人権教育は、「知識」「人権感覚」「スキル」を具体的学習により、発達段階に応じて獲得する営みであり、人権が尊重された社会づくりのための資質能力を育成することが学校に求められている。

2 人権問題の現状

東京都教育委員会は、人権教育プログラムにおいて人権教育に関する実践・指導事例として15項目の人権課題にかかわる社会科、特別活動等の授業事例を示している。

具体的には「女性」「子供」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」「犯罪被害者やその家族」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮による拉致問題」「災害に伴う人権問題」「ハラスメント」「性同一性障害者・性的指向」「路上生活者」である。

21世紀は人権の世紀といわれ既に20年余りが経過した。この間、国際社会においては「人権教育のための世界計画」の決議、「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン」の採択などがあり、国内においても「児童虐待防止法」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「障害者自立支援法」「青少年インターネット環境整備法」など多数の法令等が施行された。

また、東京都においても、「東京都人権施策推進指針」が策定されるとともに、「東京都男女平等参画基本条例」施行、「同和問題解決のための取組みに関する基本方針」策定、「体罰根絶に向けた総合的な対策」策定、「東京都いじめ防止対策推進条例」策定、「東京都多文化共生推進指針」策定など、新たな条例の制定や施策の実施が図られている。

さらに東京都は平成27（2015）年に**東京都人権施策推進指針**を改定し、その基本理念として、① **人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京** ② **あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京** ③ **多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京**を示すとともに、平成30（2018）年には、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が公布された。

しかしながら人権問題の現状は依然として深刻であり、解消には至っていない。

人権課題「女性」については、男女の役割固定的意識、配偶者による暴力、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産にかかわる不利益などが指摘されており、特に配偶者からの暴力相談件数は、むしろ増加の傾向にある。

人権課題「子供」については、児童虐待、いじめ、体罰、児童買春等が後をたたず、特に子供の心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える「**児童虐待**」については児童相談所の相談対応件数が年々増加の傾向にあると報告されている。

「**いじめ**」については、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」が制定さ

れるとともに東京都においても「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定され、各学校は「いじめ防止」「早期発見」「迅速対応」に組織的に取り組んでいる。

「体罰」についても、いまだに根絶に至らず、教師による暴言や行き過ぎた指導も含めて、各学校に対して教育委員会と連携した具体的な取組みが求められている。

人権課題「高齢者」については、介護者による暴行・虐待、財産無断処分等の経済的虐待などが報告されているとともに、地域社会からの孤立や高齢者を狙った悪質商法の発生などが毎日のように報道されている。

人権課題「障害者」については、障害者を取り巻く「社会的バリアが課題」であり、施設・設備の改修などの「物理的バリア」、就業・生活にかかわる「制度・慣行的バリア」、コミュニケーションにかかわる「情報面のバリア」、偏見や差別という「心のバリア」の払拭が喫緊の課題となっている。

各関係機関においては、障害者の自立支援やユニバーサルデザインの普及など具体的な取組みが進められており、平成28（2016）年には、「障害者差別解消法」が施行され「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が規定された。

人権課題「同和問題」については、同和地区出身者であるという出自により差別されるという我が国固有の重大な人権問題である。

企業による採用選考における身元調査の問題、結婚に関する根深い差別意識、同和地区出身者に対する誹謗・中傷、インターネットに悪質な書き込みをするなどの事案が報告されている。

さらに、「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」など東京都教育委員会人権教育プログラムが実践・指導事例で示す15項目の人権課題については、学校において発達段階を考慮しながら具体的に取り組むことが求められている。

3 人権教育の考え方

東京都における人権尊重教育推進校の取組みをみると、人権教育推進の基本的な考え方として共通していることは、「人権尊重の理念を学ぶ」「人権課題にかかわる偏見差別の現実を認識する」「児童生徒のよさに気づき、よさを伸ばす」「自他の大切さを認識し、互いに助け合い学び合う心情・意欲・態度の育成」「学校として児童生徒の個々の課題に寄り添う」などの内容が研究発表会や研究報告書から読み取れる。

人権尊重教育推進校の実践をみると、人権教育の年間計画に全教育活動を通じた人権教育の推進を位置づけ、具体的な内容においては、**普遍的視点からの取組みと個別的視点からの取組み**に整理されていることが分かる。

普遍的視点からの取組みとは、概念・理念の理解と実践ということである。

具体的には、「生命尊重」「個人の尊厳」「両性の本質的平等」「人権を守ることの意義と個人の責任」「自他の尊重」など、豊かな人間性、自己理解と他者理解、自尊感情と自己肯定感、コミュニケーション能力などにかかわる実践が社会科、道徳科、特別活動を通じて展開されている。

例えば、「思いやり」について自らの生き方に照らして考えることで、「良かれと思ってやった。」という単なる一方通行の考え方から、相手の立場や気持ち考えて励ましや援

助をするという発展が期待でき、「可哀想だから助けてあげる。」という単なる「あわれみ」から、人間尊重の精神に基づく深い理解と共感に基づく援助ができる道徳性が育成される。

個別的視点からの取組みとは、差別意識の解消に向けて具体的な人権課題の理解と具体的な学習活動等の実践ということであり、人権課題を直接的に学ぶ学習である。

個別的視点からの取組みは、まさに偏見差別との出会いであり、学校は子供たちをどのように人権課題と出会わせるか、具体的な計画と方法を研究・協議し実践している。

差別の現実をどのように学ぶのかという課題について、「**施設訪問や高齢者・障害者との交流**」「**障害者やその関係者を招聘し講演やコミュニケーションスキルの体験**」「**外国人やその関係者から学ぶ言語活動や異文化体験**」などが幅広く行われている。

個別的視点からの取組みにおいては、偏見・差別の現実の厳しさ、つらさを共感的に学ぶとともに、差別の解消のために人々はこれまでどのような努力をしてきたのか、どのような成果と発展があったのかなどについて理解したり考えたりする学習が必要である。

また、人権課題「子供」にかかわる「いじめ問題」について、人権教育として正面から取り組むことで、偏見や差別がいじめ問題につながることを理解したり、いじめ問題は当事者の問題であるという傍観者の立場から自分自身の問題であるという意識をもったりする学習活動が、人権尊重教育推進校の実践報告から読み取れる。

4 人権教育の視点に立った学びとは

人権教育の推進においては、「知識」「人権感覚」「スキル」の獲得が学習内容の基本であることは前述したとおりであるが、各学校においては、授業内容の工夫とともに授業方法の工夫にも幅広い取組がなされている。

教室には様々な子供が居り、書くことが苦手な子供、発言したり話し合いをすることが苦手な子供、理解が少し遅い子どもなど、学校はこれまでも組織的に授業方法を工夫するなど、個別のかかわりを重視した学習に取り組んできたが、人権尊重教育推進校の実践報告から、多くの学校で取り組んでいる内容をいくつか紹介したい。

(1) 全ての子供が参加する授業の工夫

言い換えれば、子供にとっての発言・表現機会の保障である。

具体的には、簡単なワークシートを工夫して発言しやすくする、ペアワークからグループワークへ発展させて話し合いに慣れさせるなどである。

(2) 人間関係づくりを重視した授業の工夫

授業における子供同士や教師と子供のコミュニケーションの方法と機会の工夫などがある。ペアワーク、グループワークなどの取組みが多いが、人権尊重教育推進校においては、このようなアクティビティの際のルールや方法を子供に明確に示すという実践が行われており、それが成果として報告されている。

ペアやグループを「出席番号順」とか「好きな者同士」という人権感覚からかけ離れた実践を改善し、子供たちが納得できるルールと方法を工夫して取り組んでいる。

また、グループワークの際に、司会、記録係、報告係、報告用掲示物作成係、道具係など仕事分担を相互に決めさせてから始める例も報告されている。

(3) 学力下位層を支援し、双方を伸ばす授業

どの学級にも理解が少し遅い子供がいる。

学校の授業は、教師がやり方を説明し、子供たちが課題に取り組み、その出来具合を検証して補助説明をするパターンが多くみられるが、人権尊重教育推進校においては、授業の途中でグループ学習などの「学び合う機会」をつくる方法が報告されている。

学校に於いては理解できた子供が、理解が少し遅い子どもの相談や援助をする機会をつくることで、理解が少し遅い子供の学習意欲と基礎学力の定着、理解が比較的速い子供の学習意欲と発展的学習への機会づくりという成果が得られていると考えられる。

(4) 新たな学びの工夫と実践

新学習指導要領のポイントとして、「主体的・対話的で深い学び」が示されて以来、人権尊重教育推進校においても、次のような工夫がなされている。

発言しやすくする工夫 考えを深める場面において、ペアワークを積極的に取り入れたたり付せんを活用して協議したりする取組が行われている。

全員でシェアする機会づくり 発表の場面において、ミニプレゼンやポスターセッションなどの取組が行われている。

学習の定着への工夫 書く場面において、ミニレポート、新聞づくり、ICT活用などが行われている。

このような取組が、「知識」「人権感覚」「スキル」の獲得を一層確実なものとし、人権教育推進の成果の定着と発展につながると考える。

5 人権教育の推進への期待

人権課題にかかわる差別意識の解消を図るためには教師自身が人権問題を自らの問題として捉えることが必要であるし、教師自身も学ばなければならない。

また自らの教育指導を振り返ることも必要であり、次のような認識を期待する。

(1) 知ること

教師としての知識であり、「法令や公的な方針を知ること」「人権問題の現状を知ること」「人権教育の方法を知ること」である。

知らないことは、差別を生むという現実と、昔からある偏見や差別をそのまま受け入れてしまうという現状を認識し、「知ること」の機会づくりが大切である。

(2)

みること

人権というフィルターで児童生徒をみることである。

児童生徒の個々の課題に寄り添い、児童生徒がどのような環境においても健やかに育つように教育指導を展開することである。

また自らの教育指導について、教師と子供との関わり、教室環境、学校で発行する文書等、個人情報等の管理等についてなど、人権というフィルターで振り返ることも大切である。

(3) やること

人権教育を具体的に展開することである。

児童生徒にとっての人権課題との出会いの場をどのように設定するのか、人権感覚に基づく実践をする力である「道徳性」をどのように育成するのか、組織として考えたい。

教師の仕事は子供たちの人権を守ることであり、子供たちに、「人間尊重の精神」や差別をしない・許さない「心の力」を育成することである。

学校における組織的な人権教育の推進が、誰にとっても平和で安全で安心な社会をつくっていくことを信じてやまない。

6 教師に求められる人権感覚とは

新聞報道等において、子供たちに対する誹謗中傷や体罰など、教師としての人権感覚の欠如としか思えない事案を目にすることがある。

教師には授業力・学級経営力・生徒指導力及び組織人としての認識とともに、子供に対する愛情や教育者としての責任感、倫理観・社会的常識が問われている。

専門的知識や指導技術が卓越していても、子供たちと人間としてかかわることが出来ない教師は教師として不十分であると言える。

人権とは、人が人として生きていくための権利であり、子供たちの人権を守ることは教師としての最重要な職責であることは論を待たない。

東京都教育委員会は、人権教育プログラムにおいて「見直してみましよう あなたの**人権**」として「**教師と子供との関わり**」「**教室環境**」「**学校で発行する文書等**」「**個人情報の管理**」の4項目を示し具体的に課題を指摘している。

教師と子供との関わりについては、幼児・児童・生徒の呼び方、幼児・児童・生徒に対する不用意な言葉、指導という名のもとの体罰や不適切な行為が示されている。

教室環境については、配慮に欠ける作品、プライバシーに関わる掲示物が示されている。

学校で発行する文書等については、誤解を招く表現、公的な資料等に掲載する写真や絵・イラストが示されている。

個人情報の管理については、不必要な調査内容、個人が特定できる研究資料、不適切な個人情報の管理、Webページ等への掲載が示されている。

これらの項目について学校組織として自己点検することは校長の責務である。

<参考文献等>

人権教育プログラム	東京都教育委員会（平成31年3月）
東京都人権施策推進指針	東京都総務局（平成27年8月）
みんなの人権	東京都総務局（平成30年11月）
人権教育・啓発白書	法務省・文部科学省（平成30年6月）
文部科学省行政説明資料	文部科学省（平成30年10月）
小・中学校学習指導要領解説「特別の教科道徳」編	文部科学省（平成30年4月）